通学定期購入費・宿舎使用料の助成

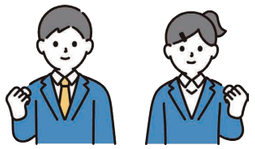

高等学校等への通学定期購入費・宿舎使用料の一部を助成します。

●対象となる方

美波町に住所があり、高等学校・特別支援学校高等部高等専門学校、専修学校（高等課程に限る）、テクノスクール等に通学する方の保護者。

●助成期間

原則３年間

●助成金額

▶自宅から通学：発着する最寄りの駅または停留所から学校までの年間通学定期購入費の 1/2 以内
▶宿舎から通学：徳島県立高等学校総合寄宿舎年間寮費から、入寮費及び食事代を減じた額の 1/2 以内
※年度途中から助成対象者となった方は、助成対象となった月から学年末までの月数に応じた額とする
※他に同様の支援を受けている場合は、上記の額から他制度による受給額を引いた額とする

●手続きの流れ

1）申請書に今年度在学していることが確認できる書類を添付して美波町教育委員会へ提出
2）助成決定後、助成金交付決定通知書を申請者へ通知
3）指定の請求書に通学定期の購入・宿舎使用料の納入が確認できる書類を添付し、教育委員会へ提出
4）助成金を指定口座に交付

【注意事項】
※年度ごとに申請が必要です。
※申請書類は、美波町教育委員会、役場総務課、由岐公民館に置いています。また、QR コードからダウンロードできます。
※年度をまたいだ期間の定期購入の場合は、日割り計算により算出します。
※令和６年度分の請求は令和７年３月31日（月）までとします。

必要書類は
こちらから→

【お問い合わせ】美波町教育委員会☎ 0884-77-3620

年金のお知らせ
Pension Information

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除･猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50 歳未満）」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口に備え付けてあります。

令和６年度の免除等の受付は令和６年７月１日から開始され、令和６年７月から令和７年６月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

●継続免除（全額免除または納付猶予）が却下となった方へ

所得によって保険料が減額されることがあります。
保険料を減額して納付する制度を利用するためには、あらたに免除の申請が必要です。
手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口に備え付けてあります。

【お問い合わせ】役場住民生活課☎0884-77-3613

福祉のお知らせ
Welfare Infomation

8月に後期高齢者医療保険証の更新を行います

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和６年７月 31 日」となっている［オレンジ色］の「後期高齢者医療被保険者証」（以下、**被保険者証**）を、１人に１枚お渡ししています。

７月中に美波町福祉課から、**有効期限　令和７年７月 31 日**と記載された新しい被保険者証［**むらさき色**］**をお届け**します。

令和６年８月１日から令和７年７月 31 日までの一部負担金の割合（１割、２割又は３割）は、令和５年中の収入や所得に基づき、判定します。

８月１日以降は、古い被保険者証［オレンジ色］は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 令和７年７月 31 日

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
令和７年７月31日になっています。

個人番号（マイナンバー）のお知らせを送付します

7月中に市町村から送付される新しい被保険者証には、台紙部分に、**被保険者本人の個人番号（下4桁）**等の情報を表示した「個人番号（マイナンバー）のお知らせ」（以下、**個人番号のお知らせ**）が印字されています。

個人番号のお知らせとは、印字されている個人番号（**下４桁**）等の情報が、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されていることを示すもので、全ての方に安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用していただけるようにすることを目的とするものです。

ご自身の個人番号（下４桁）が正しく登録されていることの確認にご利用ください。

※令和６年８月１日以降に後期高齢者医療制度に加入する方には、個人番号のお知らせは送付されません。

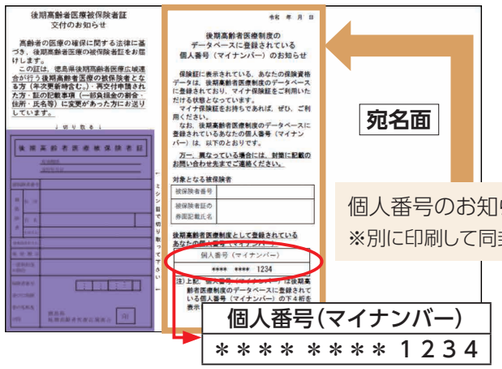

個人番号のお知らせは**被保険者証の台紙（中央部分）**に印字されています。
※別に印刷して同封している場合もあります。

ご自身の個人番号（下４桁）が正しく登録されていることの確認にご利用ください。

被保険者証は令和６年 12 月２日に廃止されます

お手元にある被保険者証は、被保険者証に記載されている有効期限までお使いいただけます。

令和６年 12 月２日以降、**マイナンバーカードを被保険者証として利用する登録をしていない方**には、被保険者証の代わりにお使いいただける**「資格確認書」**を、被保険者証の有効期限が切れるまでにお届けします。

マイナンバーカードを被保険者証として利用する登録をしている方には、自己負担割合等の確認ができる**「資格情報のお知らせ」**を、被保険者証の有効期限が切れるまでにお届けしますが、被保険者証の代わりとしてはお使いいただけません。

また、**有効期限を過ぎた被保険者証や資格確認書についてもお使いいただけません**ので、ご注意ください。